

随意契約（相手方指定）調書

件名	日暮里駅前東口連絡通路の施錠開錠委託	No.5200004
工（納）期	令和6年3月31日	
契約締結日	令和5年4月1日	
契約金額	2,013,000円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社ソーリン (法人番号：4011801013978)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	日暮里駅前東口連絡通路の施錠開錠委託
指名業者 (案)	名称 株式会社ソーリン 所在地 東京都足立区六町四丁目12番25号 代表者 代表取締役 野村 一也
特命理由	<p>本件は、日暮里駅前東口公共エレベーター出入口と同駅前広場を結ぶ連絡通路について、列車の始発終電時間に合わせた出入口シャッターの施錠・開錠及び施錠に伴う通行人の屋外への誘導を行う業務委託である。</p> <p>契約締結請求にあたり、主管課からは部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方として指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件の履行にあたっては、深夜時間帯及び早朝時間帯においてそれぞれ施錠開錠作業を行うこと及び、日暮里駅を発着する鉄道に遅延等が発生した場合における施錠開錠時間の変更等柔軟な対応が求められる。</p> <p>そのため、上記の対応を迅速に行うためには、JRの始発時間から終電時間までの間、本件通路に隣接する日暮里駅前自転車駐車場の業務を請け負っている指定管理者が、本件を履行することが望ましい。</p> <p>② 上記業者は、令和5年4月より本件通路に隣接する日暮里駅前自転車駐車場の指定管理者となることが決定しており、過去にも本件の履行実績があるため、確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)